

- 喀痰検査は、結核の早期発見等 を目的に実施されている。
- 2024年結核登録者情報調査年報集計結果によると、新たに結核患者として登録された者のうち、喀痰塗抹陽性肺結核の患者数は3,352人となっている。
- 現在、喀痰検査については一般健康診断のうち、定期健康診断、特定業務従事者健康診断、海外派遣労働者の健康診断において行われており、以下の基準で医師が必要でないと認める時は省略可能である。

定期健康診断の例：

- ・胸部エックス線検査によって病変の発見されない者
- ・胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
- ・40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないもの
 - －感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号に掲げる者
 - －じん肺法第8条第1項第1号に掲げる者
- 喀痰検査は現行においても医師の判断で省略することができるとされており、実施率は1.1%である。

< 喀痰検査の実施状況 >

受診者数	喀痰検査実施者数	有所見者数	有所見率
12,954,936	148,623	2,892	1.9

令和6年定期健康診断結果実施報告状況より作成

(参考) 労働安全衛生規則第44条第2項に基づき厚生労働大臣が定める基準

(平成10年6月24日労働省告示第88号、改正平成22年1月25日厚生労働省告示第25号)

次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる社について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

(上欄)

(下欄)

項目	省略することができる者
身長検査	二十歳以上の者
腹囲検査	一 四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。) 二 妊娠中の女性その他の者であつて、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 三 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者 BMI = 体重(kg) / 身長(m) ² 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが二十二未満である者に限る。)
胸部エックス線検査	四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者 二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者
喀痰検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)